

## 春日部市市営住宅条例の一部を改正する条例

春日部市市営住宅条例（平成17年条例第142号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(入居者の資格) 第6条 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を <u>含む。第6号において同じ。</u> ）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあっては、この限りでない。 (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。 3 市長は、入居の申込みをした者が第1項第1号ただし書の市長が認める者又は暴力団員に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の関係機関に意見を求めることができる。 (住宅の明渡しの請求) 第37条 (6) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。）。 (7) (略) (8) (略)	(入居者の資格) 第6条 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を <u>含む。</u> ）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあっては、この限りでない。 (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。 3 市長は、入居の申込みをした者が第1項第1号ただし書の市長が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の関係機関に意見を求めることができる。 (住宅の明渡しの請求) 第37条 (6) (略) (7) (略)

<p>4 第1項第2号から<u>第6号</u>まで又は<u>第8号</u>の規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、当該請求を受けた日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。</p> <p>5 市長は、第1項<u>第7号</u>の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6か月前までに、当該入居者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>4 第1項第2号から<u>第5号</u>まで又は<u>第7号</u>の規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、当該請求を受けた日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。</p> <p>5 市長は、第1項<u>第6号</u>の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6か月前までに、当該入居者にその旨を通知するものとする。</p>
--	--

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の春日部市市営住宅条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入居に係る承認について適用し、同日前の入居に係る承認については、なお従前の例による。

3 施行日前に入居に係る承認を受けた者が暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。）は、市長は、当該判明した日の翌日から、家賃の額を近傍同種の住宅の家賃の額とすることができる。

4 改正後の第37条第1項第6号の規定は、この条例の施行の際現に入居している者については、適用しない。